

## 第28次地方制度調査会審議項目及びその論点について

第28次地方制度調査会においては、最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行財政制度の構造改革について、地方自治の一層の推進を図る観点から、

- ・道州制のあり方
- ・大都市制度のあり方
- ・地方の自主性・自律性の拡大のあり方
- ・議会のあり方
- ・地方税財政制度のあり方
- ・その他

を審議項目とするものとし、それぞれの項目について、概ね別紙の内容について審議を行うものとする。

その際、国と地方公共団体の役割分担に関する原則を踏まえ、

- ・主要な行政分野における国と地方の役割分担の整理
- ・国と地方との調整のあり方（地方に対する国の関与、国に対する地方の意見の反映等）の整理

を行うものとする。

なお、別紙の内容については、今後、審議の状況等に応じ、適宜、追加・変更を行うものとする。

# 1 道州制のあり方

## (1) 広域自治体のあり方

広域自治体としての都道府県の現状についてどのように考えるのか。

今後における広域自治体のあり方についてどのように考えるのか。

## (2) 道州制の意義及び目的

上記(1)の検討を踏まえ、道州制の意義、目的についてどのように考えるのか。

- ・ 規模・能力や区域が拡大した基礎自治体との役割分担の下に、広域自治体としての役割、機能を十分に発揮するという観点から、どのように考えるのか。
- ・ 真の分権型社会にふさわしい自立性の高い圏域を形成し、地域の活性化を図るといふ観点から、どのように考えるのか。

## (3) 道州制に関する基本的事項

国と道州との役割分担をどのように考えるのか。

広域自治体と基礎自治体の二層制を前提として、道州は、都道府県に代わる広域自治体として設置することとするのか。

国と道州との調整システム(道州に対する国の関与、国に対する道州の意見の反映、税財政制度等)をどうするか。

#### (4) 道州制の仕組み

道州の議決機関、執行機関、補助機関のあり方についてどのように考えるのか。

道州は、住民の直接公選による長と議会の二元代表制であることでよいか。

道州の区域、設置は法律で具体的に定めるのか、都道府県の発意による手続を経て決定する法制度とするのか。

道州制の下においても、現在の都道府県の区域を単位とした何らかの組織が必要ではないか。その場合、組織のあり方をどうするのか。

首都圏、近畿圏、中部圏など、人口や経済集積等において他の圏域と著しく異なる圏域について、同じ制度でよいか。

大都市等の制度との関係において道州制の制度に差異が生じるのか。

#### (5) 国の地方支分部局との関係

国と道州の役割分担を踏まえ、国の地方支分部局のどのような権限を道州に移管するか。

#### (6) 道州制への移行

全国一斉に道州に移行するのか、順次道州に移行することとするのか。

道州制の導入後も、一定期間、都道府県を存続させ、一定の役割を持たせるべきかどうか。

## 2 大都市制度のあり方

### (1) 道州制における大都市制度

大都市圏における広域行政のあり方についてどのように考えるのか。現行の指定都市等のように、広域自治体との役割分担の下に大都市制度を考えるのか、それとも、特別市のように広域自治体から独立した制度を考えるのか。都の制度についてどのように考えるのか。

大都市における住民自治のあり方についてどのように考えるのか。

### (2) 現行の都道府県と市町村の制度を前提とした大都市制度

規模・能力に応じた権限移譲のあり方についてどのように考えるのか。

中核市、特例市等のあり方についてどのように考えるのか。

大都市における住民自治のあり方についてどのように考えるのか。

### 3 地方の自主性・自律性の拡大のあり方

#### (1) 法令・制度における自由度の拡大

国と地方公共団体との役割分担のあり方を踏まえ、個別法令において条例で定めることができる範囲の拡大をどのように行うのか。

地方公共団体に関係のある国の制度等に対する関係地方公共団体の意見の反映の確保のあり方について、どのように考えるのか。

#### (2) 地方自治制度の弾力化

長と議会の二元代表制以外の多様な制度の導入についてどのように考えるのか。

行政委員会制度（教育委員会、農業委員会など）をどのように見直すのか。

長を補佐する機関（副知事、助役、吏員など）及び組織のあり方についてどのように考えるのか。

出納機関（出納長、収入役及びこれを補助する機関）のあり方についてどのように考えるのか。

職員の兼職禁止のあり方についてどのように考えるのか。

財務に関する地方自治法の基本規定（予算、契約、財産など）のあり方についてどのように考えるのか。

議会に関する規定についてどのように考えるのか。

地方公共団体の自由度の拡大に対応し、法令の遵守の確保及び住民への説明責任についてどのように考えるのか。

## 4 議会のあり方

### (1) 総論的事項

地方分権の進展に伴い、議会に求められる役割についてどのように考えるのか。

住民の参画と議会との関係についてどのように考えるのか。

議会と執行機関との基本的な関係についてどのように考えるのか。

女性やサラリーマン等の立候補を容易にするための方策を考えるべきではないか。

### (2) 個別事項

議決事項等のあり方についてどのように考えるのか。

議会の組織のあり方についてどのように考えるのか。

議員の定数、報酬（処遇）についてどのように考えるのか。

議員の兼職禁止のあり方についてどのように考えるのか。

執行機関に対する監視機能のあり方についてどのように考えるのか。

## 5 地方税財政制度のあり方

地方分権に対応した地方税財政制度のあり方についてどのように考えるのか。

## 6 その他

小規模な市町村のあり方についてどのように考えるのか。

住民自治を強化する観点から、NPOなどの諸団体やボランティア等と行政との協働関係についてどのように考えるのか。その場合、地域自治区等との関係をどう考えるのか。